

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年10月3日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

火災受信機の不具合によりシャッターが誤作動し落下する現象が発生していた。対処しなければ大きな事故に繋がる可能性があり速やかに修繕を行う必要があった。

2 履行（納品）場所

横浜市立洋光台第二中学校

3 契約日

令和6年5月29日

4 履行日又は履行期間

令和6年6月26日

5 契約金額

291,500円

6 契約の相手方（名称及び所在）

三和シャッター工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

シャッターが誤作動で落下し大きな事故に繋がる危険性と災害時に機能するよう速やかに復旧する必要があるため。

8 契約の相手方の選定理由

当該シャッターは上記業者が製造しているもので修繕・部品調達等速やかに対応できるため。

9 所管

横浜市立洋光台第二中学校